

## 船舶事故調査報告書

平成27年5月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年9月7日 02時00分ごろ
発生場所	東京都小笠原村南鳥島北岸 南鳥島所在の航空無線塔から真方位016° 1,200m付近 （概位 北緯24° 18.06′ 東経153° 59.28′）
事故調査の経過	平成26年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>こうえい</sup> 光英丸、19.0トン WK2-5016（漁船登録番号）、有限会社萬祥水産ほか個人1人 14.96m (Lr) × 3.80m × 1.60m、FRP ディーゼル機関、478.10kW、昭和58年12月 第294-18425号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年7月15日 免許証交付日 平成22年6月4日 （平成27年7月14日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、まぐろはえ縄漁を行う目的で、平成26年9月6日23時00分ごろ、南鳥島の南南東方沖の漁場を出発して同島北方沖1海里付近に向かって北北西進していた。 本船は、船長が単独の船橋当直に当たり、対地速力約6.0ノットで、自動操舵により北北西進中、7日02時00分ごろ、南鳥島北側の浅礁に乗り揚げた。 船長は、乗り揚げた直後に主機を中立運転とし、船体が右舷側に大傾斜した上、機関室への浸水を認めたことから、02時20分ごろ全員で救命筏 <sup>いかだ</sup> に移乗して脱出し、04時30分ごろ南鳥島北東岸に上陸し、海上自衛隊南鳥島航空派遣隊に助けを求めた。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南南西、風力 2、視程 約100m以下 海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、GPS 2台、レーダー1台を装備していた。</p> <p>本船は、平成26年8月18日12時00分和歌山県那智勝浦町勝浦漁港を出港し、小笠原諸島周辺の漁場で3回操業したものの、不漁であったことから南鳥島の南南東方沖の漁場に移動し、8月28日から9月6日まで7回操業していた。</p> <p>船長は、移動距離が短いときは単独で船橋当直に当たり、起動中のレーダーの他船接近警報装置が降雨に反応して警報音を発するので、同装置のスイッチを切っていた上、レーダー画面又はGPSを見るなどして船位の確認を行っていなかった。</p> <p>船長は、操舵室の椅子に腰を掛けた姿勢で見張りに当たっていたものの、視程が短く、南鳥島に接近していることに気付かなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、南鳥島の北東側沖を北北西進中、降雨で視界が制限された状況下、船長が、降雨の影響でレーダー映像が悪く、レーダーによる船位の確認が行えなかったことから、同島北側の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が南鳥島の北東側沖を北北西進中、降雨で視界が制限された状況下、船長が、降雨の影響でレーダー映像が悪く、レーダーによる船位の確認が行えなかったため、同島北側の浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視界が制限された状況下、陸岸近くを航行する場合は、陸岸から十分に隔てて航行するとともに、レーダー等による船位の確認を適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

